

不正受給を行った場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、概要
- ・ 不正受給の金額、内容

を **公表** します。

- ✓平成 22 年 11 月 1 日以降の申請から実施します。
- ✓特に悪質なものについては、刑事告発します。

■ 不正受給とは

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不支給または支給の取消しとします。既に助成金を支払い済みの場合は、返還していただきます。
- 不正が判明した場合、不支給とした日、支給を取り消した日、または不支給とされる前に支給申請を取り下げた場合の取り下げた日から 3 年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金を受けられなくなります。

◎詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

一般事業主行動計画の届出をお忘れなく！

本誌 5 月号でもご案内しましたが、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）では、事業主は従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ることが義務付けられています。

現在、一般事業主行動計画の策定が義務付けられているのは、従業員数 301 人以上の企業ですが、下図のとおり来年の 4 月 1 日からは、この次世代法に基づく行動計画の策定・届出義務が 101 人以上の事業主に拡大されます。

対象となる事業主	現 行	平成 23 年 4 月 1 日以降
従業員数 301 人以上	義 務	義 務
従業員 101 人以上 300 人以下企業	努力義務	義 務
従業員 100 人以下企業		努力義務

特に、従業員数が 101 人以上 300 人以下の組合員企業におかれましては、法が施行される平成 23 年 4 月 1 日までに届出ができるよう、行動計画の策定準備をお願いします。

◎一般事業主行動計画の策定、次世代法に関するご相談は、本会経営支援部（Tel：043-306-3282）、又は千葉労働局雇用均等室まで（Tel:043-221-2307）

雇用調整助成金の生産量要件を緩和します

不正受給防止対策を積極的に推進します

雇用調整助成金等の生産量要件の緩和

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を行った際に、その費用の一部を助成する制度です。
(平成 22 年 8 月度雇用調整助成金等休業等実施計画届提出事業所数は 69,013 事業所、対象者数は約 112 万人。いずれも速報値)

■ 雇用調整助成金の支給要件

最近 3 か月の生産量がさらにその直前の 3 か月又は前年同期と比べて原則 5 %以上減少

■ 昨年 12 月から実施している要件緩和

リーマンショック後の生産の回復の遅れを踏まえ、赤字の企業については、上記の要件に加え、最近 3 か月の生産量が前々年同期と比較して 10%以上減少していれば、助成金の対象とする

【中小企業については平成 22 年 12 月 1 日、大企業については平成 22 年 12 月 13 日まで】

[問題点]

上記の要件緩和については、本年 12 月をもって終了するが、今回の急速な円高の進行の影響により、生産の回復が遅れる企業が発生することが見込まれる。

👉 今回の要件緩和

本年 12 月から 1 年間に限り、以下のいずれにも該当する場合についても、雇用調整助成金の対象とする。

- ・円高の影響により生産量が減少
- ・直近 3 か月の生産量が 3 年前の同時期に比べ 15%以上減少
- ・直近の決算等の経常損益が赤字

不正受給防止対策が強化されます！

雇用調整助成金は、景気の変動などにより売上高等が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った場合、支払った休業手当等の一部を助成する制度です。厳しい経済情勢の中、この制度は多くの事業所に利用していただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給もみられます。このため、厚生労働省および都道府県労働局では、平成 22 年 11 月 1 日以降の申請から、不正受給防止対策をさらに強化します。